

東証指数算出要領

(TOPIX ニューインデックスシリーズ・東証規模別株価指数編)

2023年2月13日版

株式会社JPX総研

2023年2月13日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
Ⅰ. 株価指数概要.....	4
Ⅱ. 指数の算出	5
1. 算出式.....	5
2. 指数種別.....	5
3. 算出対象の追加・除外.....	5
Ⅲ. その他.....	9
1. 公表、基礎情報の提供.....	9
2. 利用許諾.....	10
3. 問い合わせ先.....	10

変更履歴

公表日	変更内容
2013/8/13	・新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に関する指数用株式数の取扱いを追加いたしました。
2014/3/25	・問い合わせ先等を修正しました。
2014/6/2	・算出対象の追加及び除外（株式移転等）に係る記載を修正いたしました。
2015/11/11	・政府保有株式数の取り扱い対象に日本郵政を追加いたしました。
2018/7/23	・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いを明確化いたしました。
2018/8/17	・「TOPIX Small500」を追加しました。（2018年10月9日 算出開始）
2019/8/30	・算出対象の追加及び除外に係る記載を明確化いたしました。
2020/3/31	・株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/6/30	・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更
2020/12/25	・市場変更等に係る取扱いを明確化いたしました。
2022/4/4	・市場区分の再編に伴う修正 ・JPX総研への業務移管に伴う修正（2022年4月1日から遡及して適用）
2023/2/13	・指数の算出式等に係る規定は「指数計算に係る算出要領」に従うよう構成を変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下、「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別株価指数（以下、「TOPIX ニューインデックスシリーズ等」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX ニューインデックスシリーズ等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズは、TOPIX の算出対象を、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX 100、TOPIX Mid400、TOPIX 500、TOPIX Small、TOPIX 1000 及び TOPIX Small500 の算出対象として選定した株価指数である。東証規模別株価指数との関係は下表のとおり。構成銘柄については、TOPIX 100 と大型指数、TOPIX Mid400 と中型株指数、TOPIX Small と小型株指数と一致する。

東証規模別株価指数	TOPIX ニューインデックスシリーズ			
	Core30	TOPIX 100	TOPIX 500	TOPIX 1000
大型	Large70			
中型	Mid400			
小型	Small		TOPIX Small500	

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等は、市場の実態をよりの確に反映する観点から、算出対象の定期入替を毎年 1 回（10 月）行っている。
- ・ TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX 100（大型）、TOPIX Mid400（中型）、TOPIX 500、TOPIX 1000 及び TOPIX Small500 の算出対象数は、原則としてそれぞれ 30 銘柄、70 銘柄、100 銘柄、400 銘柄、500 銘柄、1,000 銘柄、500 銘柄である。

- ただし、これらの「原則数」は、10月の定期入替時において適用する銘柄数であり、その後の定期追加(新規上場等)や上場廃止等によって、各株価指数の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもある。
- 各株価指数の基準日・基準値については、以下のとおり。

指数		基準日	基準値
TOPIX ニューインデックスシリーズ	TOPIX Core30	1998年(平成10年)4月1日	1,000
	TOPIX Large70		
	TOPIX 100		
	TOPIX Mid400		
	TOPIX 500		
	TOPIX Small		
	TOPIX 1000	2003年(平成15年)9月12日	1,000
	TOPIX Small500	2018年(平成30年)8月31日	1,000
東証規模別株価指数		1968年(昭和43年)1月4日	100

II. 指数の算出

1. 算出式

- TOPIX ニューインデックスシリーズ等は時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- 指数計算に際しては、浮動株比率の算定方法に定める調整係数、TOPIX の計算に適用されるキャップ調整係数及び移行係数を適用する。

2. 指数種別

- TOPIX ニューインデックスシリーズ等の株価指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1). 10月の定期入替

a. 概要

- 10月の定期入替は、基準日において、TOPIX の構成銘柄を、b.項～i.項の「選定基準」に基づき、各銘柄の流動性と時価総額(浮動株比率の算定方法に定める調整係数、TOPIX のキャップ調整係数及び移行係数適用後の浮動株比率を反映したもの、以下同じ)に応じて、TOPIX ニューインデックスシリーズの算出対象の見直し(追加・除外)を

行うものである。

- ・ 定期入替に係る基準日は、毎年 8 月最終営業日とし、追加・除外リストを 10 月第 5 営業日に公表、定期入替後の株価指数の算出を 10 月最終営業日から行う。

b. TOPIX Core30 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。
 - ① 直近 3 年間の売買代金（東証の立会取引における売買代金とする。以下同じ。）合計額の順位が、TOPIX の算出対象の中で 90 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄選定する。
 - ② それ以外の 15 銘柄については、
 - (a) 基準日の TOPIX Core30 の算出対象の中から選定
基準日の TOPIX Core30 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 90 位以内上で、かつ、時価総額順位が 40 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前項(a)によっても、銘柄数が 15 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 90 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄になるまで選定する。

c. TOPIX 100 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。
 - ① 前項 b.による TOPIX Core30 の算出対象を、TOPIX 100 の算出対象として選定
 - ② それ以外の 70 銘柄については、
 - (a) 基準日の TOPIX 100 の算出対象の中から選定
基準日の TOPIX 100 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以内で、かつ、時価総額順位が 130 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前項(a)によっても、銘柄数が 70 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。

d. TOPIX 500 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。
 - ① 前項 c.による TOPIX 100 の算出対象を、TOPIX 500 の算出対象として選定
 - ② それ以外の 400 銘柄については、

(a) 基準日の TOPIX 500 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX 500 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以内で、かつ、時価総額順位が 600 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 400 銘柄になるまで選定する。

(b) 前項(a)によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以内の銘柄の中から時価総額が大きい順に 400 銘柄になるまで選定する。

e. TOPIX 1000 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。

① 前項 d.による TOPIX 500 の算出対象を、TOPIX 1000 の算出対象として選定

② それ以外の 500 銘柄については、

(a) 基準日の TOPIX 1000 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX 1000 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,200 位以内で、かつ、時価総額順位が 1,200 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 500 銘柄になるまで選定する。

(b) 前項(a)によっても、銘柄数が 500 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,200 位以内の銘柄の中から時価総額が大きい順に 500 銘柄になるまで選定する。

f. TOPIX Small の選定基準

- ・ 選定対象のうち、前項 d.による TOPIX 500 の算出対象を除く銘柄

g. TOPIX Large70 の選定基準

- ・ 前項 c.による TOPIX 100 の算出対象のうち、TOPIX Core30 の算出対象を除く銘柄

h. TOPIX Mid400 の選定基準

- ・ 前項 d.による TOPIX 500 の算出対象のうち、TOPIX 100 の算出対象を除く銘柄

i. TOPIX Small500 の選定基準

- ・ 前項 e.による TOPIX 1000 の算出対象のうち、TOPIX 500 の算出対象を除く銘柄

(2). 毎月の定期追加

a. 概要

- ・ 毎月の定期追加は、TOPIX に追加される銘柄を、b.項の「定期追加基準」に基づき、

各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX ニューインデックスシリーズへの追加を行うものである。(追加のみで、他の算出対象の除外は行わない。)

- ・ 定期追加に係る基準日は、毎月最終営業日（新規上場月の最終営業日）とし、追加リストを毎月第 5 営業日（新規上場月の翌月第 5 営業日）に公表、定期追加後の株価指数の算出を毎月最終営業日（新規上場月の翌月最終営業日）から行う。

b. 定期追加基準

- ・ 原則として TOPIX Small に組入れる。ただし、特に時価総額及び売買代金が多い銘柄（指数組入月の前月最終営業日時点において、以下の条件を満たす銘柄）については、TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX Mid400 に組入れる。
→ TOPIX Mid400 以上の要件を満たさない限り、TOPIX 1000 へは組入れない。

	時価総額順位	売買代金順位
TOPIX Core30	20 位以内	90 位以内
TOPIX Large70	70 位以内	200 位以内
TOPIX Mid400	400 位以内	1,000 位以内

(3). 非定期の除外

- ・ 算出対象が TOPIX から除外された場合、当該銘柄を TOPIX ニューインデックスシリーズから除外する。

(4). 非定期の追加

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズの算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場し、TOPIX に追加される場合には、当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズの各株価指数の中で、より流動性、時価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社等を追加する。

(例) TOPIX Core 30 の算出対象である銘柄 A と、TOPIX Large 70 の算出対象である銘柄 B が株式移転のため上場廃止となり、新設会社 銘柄 C が速やかに新規上場し TOPIX に追加される場合には、銘柄 C を TOPIX Core 30 の算出対象に追加する。

- ・ 前項(3)による非定期の除外によって、TOPIX ニューインデックスシリーズの算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。
(10 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

(5) 算出対象の追加及び除外日

	修正を要する事項	修正日
追 加	TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX に追加される場合 (注 2)	新規上場日(注 3)
	TOPIX への追加	TOPIX への追加日
	毎年 10 月の定期入替	10 月末 (最終営業日)
除 外	TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日 (通例、上場廃止日の 2 営業日後)
	上記以外 (合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日
	TOPIX からの除外	TOPIX からの除外日
	毎年 10 月の定期入替	10 月末 (最終営業日)

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズ等の各株価指数の中で、より流動性、時価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社等を追加する。

注 3：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

III. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等の配当なし株価指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信している。配当なし株価指数の配信間隔は、TOPIX Core30、TOPIX 500、TOPIX 1000 については 1 秒間隔で、その他の指数については 15 秒間隔で配信している。
- ・ また、TOPIX ニューインデックスシリーズ等の配当込み株価指数については終値のみを算出している。

(2) 指数基礎情報

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額、算出対象の指数用株式数等）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出、数値の公表、利用など規模別指数等に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、TOPIX ニューインデックスシリーズ等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など TOPIX ニューインデックスシリーズ等を商業的に利用する場合には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上